

別記 調停案

ハ従業員ハ工場ノ至適之適シノタメ一先工場閉鎖スルコトヲ承認
スルコト

ハ会社ハ全従業員ニ対シ十四日分ノ予告手当ト工場内規ニ依ル解雇手
当金ヲ支給スルコト

ハ従業員継続ヲ要求シタル二十三名(所謂硬派)ハ職工ニ対シテハ特ニ見舞
金トシテ金一封(五百円)ヲ工場主ノ名ヲ以テ調停者ヲ支給スルコト

ハ労働会場会ハ新ニ迎ヘ居ルニ在リ現在ノ従業員ニ優先扱ヲ與フルコト

昭和五年十一月十七日

二九一—二六

警視總監 丸山 鶴吉

11.19

第百一六七號
昭和五年十一月十七日

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 官 殿
各府縣 知事 殿

京都大改神奈川共済
養正社 福田

東亜鑛金合資會社労働争議發生ノ件

要旨 事業不振ノ爲メ本月七日臨時休業ヲ發表シ翌八日賃金三割減ヲ發表
シタルニ職工側ハ東京鉄工組合連産支那總本炭藏ヲ代表トシ賃金全
額下反對交渉中

標榜合資會社ハ財界不況ニ依リ事業不振ノ爲メ職工ノ労銀低下
ヲ發表シタルカ職工側ハ之ヲ不服トシ抗争中ナルカ状況左ノ通

A